

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | |
|--------------|--|----------|
| No | 6 | 府省庁名 内閣府 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 () | |
| 要望項目名 | 地域再生に資する税制上の特例措置の創設 | |
| 要望内容 (概要) | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）、特例措置の内容</p> <p>地域再生計画に基づき地域再生事業を行う事業者が、当該事業を行うために機械等を取得した場合に、即時償却等または税額控除の税制上の特例措置を講じる。また、このほか地域再生に資する税制を創設する。</p> <p>(※) 対象については、今後の「まち・ひと・しごと創生本部」での議論を踏まえ、検討・整理予定。</p> | |
| [関係条文] | [] | |
| 減収見込額 | <p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p> | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>地域再生計画に基づき地域再生事業を行う事業者が当該事業を行うために機械等を取得した場合に、税制上の優遇措置を講じることにより、設備等への投資を促進して地域再生の推進を図る。</p> <p>また、このほか地域再生に資する税制を創設することで、アベノミクスの効果を全国津々浦々まで波及させるとともに、地域の発意を活かし魅力ある地域づくりを進め、地域産業を活性化し、地域経済での好循環の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地域再生法に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するために、地域再生に資する設備等への投資を行う事業者に対する支援の一環として、税制上の特例措置によるインセンティブを付与する必要がある。</p> <p>また、日本再興戦略において、「各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入し、政策効果を最大化する。このため、新たな「国土のグランド・デザイン」との連携、地域活性化関連の計画との連携等とのワンストップ化、地域にとってより使い勝手のよい新たな支援策を含め、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みを構築するため、地域再生法の改正法案を提出する」と、より一層地域活性化を推し進めるような施策展開の必要性が明記されたところ。</p> | |
| 本要望に対応する縮減案 | — | |
| ページ | | 6—1 |

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 政策6 地域活性化の推進 施策3 地域再生計画の認定 |
| | 政策の達成目標 | 地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生に資する取組を支援することで、地域再生の取組が強化されることを目標とする。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 平成28年度まで |
| | 同上の期間中の達成目標 | 地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合：70% |
| | 政策目標の達成状況 | これまで認定された地域再生計画に記載された目標について、支援措置ごとの目標達成状況の割合は、「目標を上回っている」「目標どおり」をあわせて59.4%となっている。 |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 地域再生事業を実施する事業者の設備等への投資に対して税制上のインセンティブを付与することは、民間投資を喚起することにつながり、地域の再生を促進する取組として有効なものと考えられる。 また、本特例措置により、地域再生活動を担う法人の活動が促進され、当該法人の活動が活発化することによる税収増が見込まれるだけでなく、本来であれば、地方公共団体等が自身で対応しなければならない公益性の高い事業のこのような法人による実施が可能となり、急激な人口減少・高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | — |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 本特例措置は、地域再生事業を実施する事業者の設備等への投資に対して税制上のインセンティブを付与するものであり、地域における自主的・自立的な支援を促すものであることから、地域再生制度の趣旨に見合うものとして妥当である。 |
| | ページ | 6—2 |

| | |
|--|-----|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | — |
| ページ | 6—3 |